

乙第17号証

別記第6号様式

所長		所長指示			
可	否				
次長		次長意見	処遇首席		首席意見
可	否	中止	可	否	中止
平成31年1月23日					
東日本入国管理センター所長 殿 処遇部門 男子第二区処遇担当 統括入国警備官 桶村 重則					
 副看					
隔離の中止について					
<p>被収容者処遇規則第18条第1項ただし書きに基づき、以下の被収容者の隔離を中止する必要があると認められるので報告します。</p>					
被収容者氏名	[REDACTED] DENIZ				
国籍	トルコ				
性別・年齢	男・39歳				
収容番号・居室	29-34・4寮単独4号室				
隔離期限	平成31年1月19日00時56分			から	(5日)
	平成31年1月23日			まで	
中止の日時	平成31年1月23日				
中止を必要とする理由	<p>当該被収容者は、被収容者処遇規則第18条第1項第1号(暴行)及び第2号(職務執行妨害)該当により隔離したものであるが、その後の言動は落ち着いており、隔離を続ける必要性はないものと認められる。</p>				
備考	<p>隔離中止後は、3寮202号室に移室予定。</p> <p>平成31年1月23日10時05分、隔離中止を宣言し、10時14分、3寮202号室へ、移室を完了した。</p>				

電話記録書

1. 日 時 平成31年1月29日(火) 8:49~8:54
2. 受信者 処遇部門 処遇1班 入国警備官A (H C 570)
3. 発信者 総務課 秋永
4. 件 名 トルコ人 [REDACTED] D E N I Zが不服申出(31-4)で主張する
隔離時の状況について

当方) 標記について、6点あるところ、順に確認したい。

居室(3B202)に入室するときにハンディーカメラがなく、3分から5分
後にカメラが来たと主張しているが、事実か。

先方) いや、居室入室時にカメラを持つ職員は私の後ろにいたので、当然入室時から
撮影しているという認識だった。カメラ担当の若い職員の名前は思い出せない。

ただ、暗いこともあり、特に最初の方は映像ではよく見えなかつたのではないか。

当方) 居室入室時に手袋をつけていなかつたことは事実か。

先方) 事実である。それは、最初は説得していたためであり制圧するつもりはなかつたので必要なかつた。しかし、急遽で居室内で制圧が必要になつたが、
[REDACTED] D E N I Z(以下「デニス」という)は上半身裸で素手だと滑るので、途中で両手に手袋をはめた。その後、デニスに識別表を外されたため、それをつけるために一時的に手袋を外したことはあったが、最終的には両手に手袋をしてい
る。途中いつ外していつつけたかは覚えていない。

当方) 3寮処遇室において、親指で首の顎下部分を強く押したのは、制圧時の何か決
められた方法なのか。

先方) 制圧の方法として、首の顎の境目の付け目の部分に2箇所痛点があり、そこを
押すとかなり痛いので、今回のように話を全く聞こうとしない場合などに使用す
る。ただ、かなり痛いので、長時間押すことはしない。

当方) 制圧時に別の職員が後ろから鼻と口をふさいだことは事実か。

先方) 居室での制圧時に、頭部保護のため別の職員が担当したが、その際に、制圧時
における混乱もあり一瞬その職員が鼻と口をふさいだ形になつたため、直ぐにや
めさせたのは事実である。3寮処遇室でそのような形になつたかは覚えていない。

当方) デニスに後ろで手錠をかけた状態で関節を決めるように両腕を挙げながら「ごめんなさい」と言ったのは事実か。

先方) 私はそのようなことは言っていない。デニスが「ごめんなさい」と言ったのではないか。締め上げたのは確かだが、その際は「静かにしろ」とは言っている。

また、こちらから言うのであれば「ごめんなさいと言え」だったらまだわかる。

当方) 保護室におけるデニスとの会話で、最初の居室入室時からカメラがなかったことを認めていたと言っているが事実か。

先方) それは、デニスが言葉尻を捉えて言っていることである。デニスが私に対し「見えないところでやりやがって」と言ったことに対して、私がデニスに「見えないところで金玉にぎっただろう」と言ったことを指しているのだろうが、最初に述べたとおり私はカメラについては最初から撮影していたという認識であった。

当方) 了。

(以上)

乙第19号証

令和元年11月8日

入国者収容所東日本入国管理センター所長 殿

渉外調整官 法務事務官 秋永大輔

トルコ人 [REDACTED] D E N I Z による不服の申出（31-4）に対する
判定結果の告知について（報告）

本職が行った標記について、下記のとおりその詳細を報告します。

記

1 告知日時及び場所

日時：平成31年2月4日 14時10分～14時19分

場所：3寮A処遇室

2 告知内容

不服申出人（以下「申出人」という。）に対して判定書を提示しつつ、申出人の主張全てが「理由あり」となったものではないと前置きした上で、申出人記載の不服申出書、及び平成31年2月28日に申出人と面接して確認した事項の「1」から「6」の順に、それぞれ入国警備官による違法又は不当な行為があったか否かについて、以下のとおり説明した。

(1) 1（カメラ撮影が遅れ、その間に入国警備官（HC570）から暴行を受けたこと）について

入国警備官らは、申出人に対し処遇室への移動を指示した当初からハンディーカメラを用意していたが、当初は、申出人の自主的な移動を促していたもので、申出人がその指示に素直に従えば、強制的に移動させる必要はなく、撮影する必要もなかったのであって、このような事情からすれば、撮影開始が多少遅れたとしても、やむを得ない面がある。一般的に撮影開始が遅れたり鮮明に撮影できなかっただとしても、そのことをもって、直ちに違法又は不当とまではいえない。

また、入国警備官（HC570）の暴行の事実は認められなかった。

(2) 2（入国警備官（HC570）が手袋を付けていなかったこと）について
仮に、手袋を全くしていなかったとしても違法・不当とはいえない。

(3) 3（入国警備官（HC570）が、親指で申出人の首を押し続けたこと）について

申出人が後ろ手に手錠をされており、かつ、入国警備官が多数いる中で、（本職が自身の左手親指で自身の首の左側部分を押しながら）このようにして申出人に苦痛を与える行為は、違法とまではいえないものの、不当な行為と認められる。よって、「理由あり」判定となった。

(4) 4（HC570以外の入国警備官が申出人の鼻と口を押さえたこと）について

カメラ映像を何度も見たが、入国警備官が、約10秒間、申出人の鼻と口を同時に押さえた状態は確認できなかった。

- (5) 5 (入国警備官 (H C 5 7 0) が、「ごめんなさい」と言いながらも申出人の腕を後ろに上げて苦痛を与えたこと)について

上記(3)と同様の状況で、(本職が自身の両手を後ろで組み、それを上にあげつつ頭を少し下げるような様子を示しながら)このようにして申出人に苦痛を与える行為は、違法とまではいえないものの、不当な行為と認められる。よって、「理由あり」判定となった。

- (6) 6 (入国警備官 (H C 5 7 0) が、カメラ撮影がされていなかったことを承知していたにもかかわらず、申出人に嘘の説明をしたこと)について

上記(1)のとおり、ハンディーカメラは最初から用意されていた。また映像を見るなどしても、入国警備官が嘘を述べた事実はない。

説明後、上記(3)及び(5)の「理由あり」の行為について、不当な行為があつたものとして本職が申出人に対し謝罪し、当所として再発防止に努める旨説明した。

3 申出人の反応

申出人は、「理由あり」とならなかつた上記2(1), (2), (4)及び(6)について特に触れることなく、「理由あり」となつた上記2(3)及び(5)について、「ありがとうございます。今後このようなことがないように改善してもらえばいいのです。」と述べ、判定書を受領した。

また、本職が法務大臣への異議申出について説明したところ、申出人は、判定書を両手で掲げて他人に見せるようなしぐさをしながら、「結果をこのように見せびらかしたくて不服申出をしたわけではありません。」旨述べ、異議申出書を受領しなかつた。

以上